

旅行業者が契約する国内旅行傷害保険契約に関する特約

当社は、この特約により、国内旅行傷害保険特約<用語の定義>の「旅行行程」を次のとおり読替えて適用します。

「

	用語	定義
り	旅行行程	被保険者が保険証券記載の旅行に参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間をいいます。

」